

令和5年度（3月）
紀の国森づくり基金運営委員会
議 事 録

開催日時 令和6年3月26日（火）

午後1時30分より

開催場所 和歌山県薬剤師会館

4階 大会議室

令和5年度(3月)

紀の国森づくり基金運営委員会次第

日時：令和6年3月26日(火) 13:30～

場所：和歌山県薬剤師会館 4階 大会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

(1) 令和6年度紀の国森づくり基金活用事業(公募事業)の審査について

(2) 令和6年度紀の国森づくり基金活用事業予算について

4. 閉 会

令和5年度(3月)

紀の国森づくり基金運営委員会

- 1 開催日時 令和6年3月26日(火) 13:30~
- 2 開催場所 和歌山県薬剤師会館 4階 大会議室
- 3 出席委員

- | | |
|---|----|
|  | 委員 |
|  | 委員 |
|  | 委員 |
|  | 委員 |
|  | 委員 |
|  | 委員 |
|  | 委員 |
|  | 委員 |

計8名

4 県関係出席者

森林・林業局	局 長	小川 泰典
森林整備課	課 長	石橋 寛典
”	副 課 長	東 彰則
”	班 長	中村 剛二郎
”	主 査	今原 資紀
”	副 主 査	早津 誠宏
海草振興局林務課	主 査	中村 有香子
那賀振興局林務課	副 主 査	宮本 健治
伊都振興局林務課	副 主 査	小南 全良
日高振興局林務課	主 査	橋本 幸詞
西牟婁振興局林務課	主 事	串 真旭
東牟婁振興局林務課	技 師	畑下 勝美

令和5年度(3月)紀の国森づくり基金運営委員会

日時：令和6年3月26日(火) 13時30分より

場所：和歌山県薬剤師会館 4階 大会議室

開 会 午後1時27分

東副課長

それでは、定刻より若干早いですが、ただいまから「紀の国森づくり基金運営委員会」を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、また足元の悪い中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます森林整備課 副課長の東でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、ご出席いただいております委員の皆様をご紹介します。

- 委員でございます
- 委員でございます。

[各委員一礼]

東副課長

それでは、委員会に先立ちまして小川森林・林業局長からご挨拶申し上げます。

小川局長

皆さま、こんにちは。森林・林業局長の小川です。

本日の運営委員会開催につきましてご案内を申し上げましたところ、年度末の大変お忙しい中にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素から県行政を初め、森林・林業行政の推進につつま

して格段のご指導とご高配を賜っておりますこと、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

近年の森林・林業情勢に目を向けますと、これまでになく豪雨等による災害が頻発化、また激甚化しております、防災・減災、国土強靱化のためにも、森林整備等を着実に実施していくことが強く求められております。

このため、県では「伐って、使って、植えて、育てる」という森林の循環利用と、多様で健全な森林づくりを積極的に進めているところでございます。

さて、本日の運営委員会では、「令和6年度紀の国森づくり基金活用事業、公募事業の審査」と、「令和6年度紀の国森づくり基金活用事業予算」の報告を議事とさせていただいております。

令和6年度の公募事業の応募は11件ございまして、うち9件が継続事業、新たな団体による応募が2件となっております。

応募された事業につきましては、事前に各委員の皆様へ採点等をいただいているところでございますが、本日はその結果を踏まえて深くご審議をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、公募事業につきましては、紀の国森づくり基金が創設されました平成19年度から令和5年度まで、延べ487件の事業を実施していますが、近年、申請件数が減少し、継続事業が大半を占めることを踏まえ、令和3年度の運営委員会において、令和6年度をもって公募事業を廃止することと決定し、その旨広く周知をしているところでございます。

また、公募事業は廃止しますけれども、今後はこれまでの活動が途絶えることのないよう、他事業の拡充等を検討してまいりたいと考えております。

公募事業の審査としましては、これが最後になりますが、委員の皆様には活発なご議論、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

東副課長

次に「紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱」第4条第3項の定足数ですが、議決権を有する委員数8名に対しまして、本日、ご出席の委員が全員でありますので、本委員会が有効に成立したことをご報告いたします。

続きまして、お手元の資料のご確認をさせていただきます。

本日の次第、運営委員会委員名簿、配席図、それと資料として資料1「令和6年度紀の国森づくり基金活用事業(公募事業)の審査について」、資料2「令和6年度紀の国森づくり基金活用事業予算について」となっております。

また、参考資料として、令和6年度に配布する「紀の国森づくり基金」の新しいパンフレットをお配りしております。配付漏れはございませんか。

なお、本日の議事録につきましては、発言委員名を伏せて県のホームページで公開しますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

「紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱」第4条第2項によりまして、会議の議長は委員長が当たることとなっておりますので、■■■■委員長、よろしくお願いいたします。

■■■■委員長

それでは、皆様よろしくお願いいたします。

本日、非常に足元の悪い中、時間どおりご参集いただきまして誠にありがとうございます。

まず、「紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱」第7条第1項に基づき、本日の議事録署名人を私のほうから指名させていただきます。

■■■■委員と■■■■委員にお願いいたします。

[両委員うなずく]

■■■■委員長

それでは、議事に入りたいと思いますが、平成19年度第1回の委員会で決定しましたとおり、審議につきましては自由な議論を行うために非公開にしたいと思います。

そのため、報道関係の方、傍聴者の方がいらっしゃるかどうかの確認をいたします。事務局、いかがでしょうか。

早津副主査

本日は、報道関係及び傍聴者の方はいらっしゃいません。

委員長

はい、ありがとうございます。

いらっしゃらないようですので、それでは議事に移りたいと思います。

議事の1番「令和6年度紀の国森づくり基金活用事業（公募事業）の審査について」です。

それでは、委員の皆様事前にご審査いただきました評点の結果等につきまして、当局から説明をお願いいたします。

中村班長

森林整備課緑化推進班の中村と申します。よろしく申し上げます。

それでは、「令和6年度紀の国森づくり基金活用事業（公募事業）の審査」について資料1でご説明させていただきます。

失礼ですが、座って説明させていただきます。

まず初めに、資料1ページをご覧ください。令和6年度の応募状況についてご説明します。

令和6年度の公募事業は、令和5年12月4日から令和6年1月12日の期間で募集したところ、11件の応募があり、申請補助金額の合計は12,217,318円となりました。

このうち2件が新規事業、9件が継続事業となっております。

続きまして、資料2ページをご覧ください。

事業採択までの流れについて、「紀の国森づくり基金活用事業の公募に係る選定等要領」の概略図に基づき説明させていただきます。

応募された各事業につきましては、事務局で「紀の国森づくり税条例」「紀の国森づくり基金条例」の主旨や関係要綱等に基づいて、整合性があるか確認を行いました。

その結果、全ての応募事業に整合性があると判断し、事前審査として委員の皆様には評点シートの作成をお願いしました。

評点結果を基に、この委員会では各事業の適否をご審議いただくこととなります。

適否の判断基準としましては、紀の国森づくり基金活用事業として「適当」とであると判断する事業は、各委員の評点の平均点が「23点以上」のものとなっております。

再評点を行うことがふさわしいと判断された事業につきましては、この場で再評点を行っていただき、本日ご出席いただいている委員の再評点結果で「適否」の判断を行うこととなります。

県はこの委員会で適否の決定をいただき、事業の採択を行うこととしています。

続きまして、資料3ページをご覧ください。

事前審査の結果について説明します。

この表は、評点結果を一覧表で示しております。一番右側に各委員の評点の平均点とその順位を示しております。

今回の事前審査では、応募のあった11件のうち8件が23点以上、3件が23点未満となっております。

4ページ以降につきましては、事前評価における各委員の項目別点数並びに各委員からいただいたご意見を掲載しています。

特記事項のうち代表的なご意見につきましては、応募団体に対する採択・不採択通知の際に、留意事項やご意見として記載したいと思います。

なお、この留意事項等については、委員会終了後、改めて各委員に内容の確認をさせていただきたいと考えています。

本日は、申請窓口である各振興局の担当者も同席させていただいております。現地状況や申請団体の意向等について把握しておりますので、ご質問等がございましたら各担当からお答えしますので、その旨ご了承いただきますようお願いいたします。

説明は、以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

■委員長

ありがとうございました。

以上の、評点の結果に関する説明につきまして、何かご質問等ございますか。とりあえずは、まず全般的なところで、もし疑問点等あればお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、審議のほうに入ってまいりたいと思います。

ただいま当局から説明がありましたように、基金事業として「適当」と判断する基準点「23点以上」の応募件数が8件、下回っている事業が3件ございます。

とりあえず、この評点が23点以上のものにつきましては、特に問題等ございませんか。

なければ、この3件——応募番号の1と4と7ですね。2つは新規事業で、1つだけ継続の事業になっておりますけれども、これらにつきまして再評点の対象とするかどうかをまず皆様からご意見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

まず、1番から行きましようか。「ヤマックル・アグロフォレス

トリー」ですけれども、いかがでしょうか。

委員

1 番についてですよね。

これ応募事業別評点結果、各委員の評点のところを集計表で見せてもらったところ、23 点より上の、採択しましょうという点数をあげた方と、採択しませんという方と同数ですね。

委員長

そうなんです、この事業は非常に点数が分かれております。

もちろん 23 点ぎりぎりではあるのですが、一応「可」というラインに入りますので、このあたりをどう考えるかということになります。

皆さんにも採点していただいて、ほかのものも含めて今回ちょっと判断に迷うような事業が意外に多かったのではないかと思います。

私にとっても、この応募番号 1 番の事業はどう考えるかというのは非常に難しいところがありまして、事業自体、私は非常に役に立つものを入れてくださったなと思います。この調査事業というのは、公募事業ではちょっとこれまでにないケースになりますが、一応これは事業メニューの中には入っているものであります。

ただ、実施体制の面ですとか、お金の用途、使途の面などで、もうちょっとこういうふうにしたら何とかなるのにとと思うようなところが結構ございました。

例えば、ワークショップを実施することになっているのですが、この部分が結構肝ではあるのですが、この書類上では丸投げというか、委託をするようになっております。決して丸投げということではないとは思いますが、少しそのように見える書きぶりとなっていたり、その辺が少しもったいないなと思いつつながら、私もこの案件を読んでおりました。

こういったところで、判断に苦しまれてこういう結果になっているかなと思います。

何かご意見ございますか。

委員

私の立場からすると、気になりますのはクヌギのほかにキリとセンダンを植えると書かれているんですね。郷土樹種に入っている部分もあるのですが、本来キリもセンダンも和歌山県の自生の樹種ではありません。だから、これを選ばれたのは成長が

非常に早いということで、バイオマスの増加という点ではいいだろうと選ばれたのだと思うのですが、実はセンダンなどは、例えば大阪府では淀川の河川敷などに大規模に広がりまして、今どんどん伐採が進められています。

で、この中田地区も休耕田になっているところも結構ございますし、そこを何とか再生しようとしているわけですが、周囲にどんどん広がる可能性も大きいと思っています。

その辺で、植樹についてはかなり疑問があるなと思っています。

委員長

ありがとうございます。

この苗木のセンダンですとかキリですとか、最近では林業——林政の中でもそういう早生樹種の育成みたいなことは結構言われてはいますが、そういったことがこの基金の趣旨に合うかどうか、それからいわゆる郷土樹種ではないものを選ばれているところで、これ自己資金に入っている事業ではありますが、このあたりどう考えるかということもございます。

ほか、いかがでしょうか。

委員

これ委託費の中で、広報とか運営とか報告、会計——これ全部委託費の中に入っています。これらを委託費というのは、どうも丸投げというか、スタッフが2名ということで、それは仕方がないのかも分からないですけども、その点と。

報償費で、講師の謝金というのが結構多かったように思います。で、この講師の内容を見させてもらったら、講師というよりもスタッフ的な役割というのですか、そんな感じがしたもので、ちょっとその2点かなり疑問に思いました。

委員長

ありがとうございます。

そうですね、この委託費の中に入っているもの、それからこの報償費に入っているものというところで、今回、この会の会員となられている方2名ということで、いわゆる「地域おこし協力隊」におられる方を中心に構成されている。そのほか、委託される方とかも実は町民ではある方なのですけども、会の外から関わられるという立てつけになっているために、このようなことになっているということですよ。

いかがでしょうか。

委員

私はこれ現実的に実現できるかどうか、非常に難しいなと思いつながら、コミュニティビジネスという視点でこういう事業を計画されているという点を評価しました。

ただ、今、先生がおっしゃられたような植生上問題があるとか、そこまではちょっと考えが至りませんでしたけれど、このコミュニティビジネスを新たに考えるための試験調査というのですか、そういう点では評価できるのではないだろうかとは考えました。

委員長

ありがとうございます。

そうですね、こちらでそういう自伐型の林業などの形で何とかやっついていこうとされている機運がある中で、こういうご提案でもあるかと思っています。なので、その趣旨としては私も非常に評価できるかなと思っていますところでございます。

最初にこの申請書を拝見しましたときに、「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」という事業があるのですが、そういう他の事業のほうがぴったり来るのかなと思ったところもなきにしもあらずなんですね。

ということで、趣旨としてはいいなと思っているので、非常に判断が難しいなと思っているのですが、いかがでしょうか。

再評価の対象になった場合には、もう一回この場でいろんな意見を通じて自分の評点を見直すときは見直して、もう一回評価をしてみて判断するということでもあります。いかがでしょうか。

再評価の対象にしなくてもいいのではないかというような、もしご意見ある方はぜひご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。判断に迷いますかね。

とりあえず、次のケースも見てみましょうか。

次は、「うめひかり」応募番号の4番になりますね。こちらの事業についてのご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員

ウルシを植えるというのがちょっと抵抗あるというか、ここにも書かせていただいたのですが、ブドウハゼや県の推しているものを植えていただければ、とやはり一番思いました。

委員長

ありがとうございました。樹種の選定のところですね。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

ちなみに、こちらも評点以上つけている方が3名、それから以下が5名、そういうことになっておりますけども、いかがですか。

委員

どうしても植物が気になるのですけれども、ここでもウルシを植えられるのですよね。現在、日本のウルシというのは9割中国からの輸入に頼っています。日本産のウルシは1割ぐらい。

ウルシの質自体は日本産のほうがいいと思います。手間暇かけて採っていますので。でも、やはり価格的に高価になっているので、例えば、天然記念物に指定されている工芸品の修復であるとか、あるいは非常に高級な漆器について日本産を使っている、それ以外は中国産で賄っている。

もう一つは、ウルシの木がある程度育って、ウルシかきを始めますけども、日本のほとんどでは1回きりでやめているのですよね。継続して採るということはないのですね。

委員長

そうなのですか。

委員

はい。

それで、その辺のこと——ウルシを植えて育てた後、ウルシの収穫や利用についてどのように考えているかというのがもう一つの申請書からは読めないもので、ウルシについて私としては余り評価しづらいなと思いました。

委員長

ありがとうございます。

私もこれ拝見しましたときに、ウルシの後の利用計画ですね。ウバメガシもそうなのですが、ウバメガシについては恐らくいろいろ備長炭などで使えるのだらうなと思いつつ。ウルシがある意味非常に重要なことかなと全体的には思いましたが、ただその利用計画などの見通しが全く書かれていなかったために、この点については私も疑問には思っております。

それと、あと土砂流出防止ということで、この樹種の植栽のことについても関連性をもう少し説明していただきたいところだと思いました。

ほか、いかがでしょうか。

委員

ここの山自体がちょっとよく分からないのですけれども、0.5ヘクタールのほうを植えるとなっていて、ほかに1.5ヘクタールぐらいまだ植えてないところがあるのですかね。そこもちょっと不思議だなと思っているのと、優先順位が違うのではないかなというのと。

もう一つは、費用対効果でいくと、20人参加で200万使うというのも、バランス的におかしいかなと思って、私はちょっと低い点数をあげました。

委員長

ありがとうございます。

その残りの1.5ヘクタールについても、随時整備を行っている状況ですみたいな回答はいただいているところではあります。

ということで、ほかいかがでしょうか。

委員

私は委員と同じ考えで、この植栽面積の問題は別にして、植栽は当然、補助対象になるのですが、参加者規模から、これ県民の参加とか啓発という意味でほとんど効果がないのではないだろうか。むしろここが荒廃で困るのであれば、これはもう行政でやれば良いのではないかと。極端に言えば、荒廃が心配だったらみなべ町でやったらいいのではないだろうか。それで、もしこれを補助事業でするのであれば、もうちょっとやっぱり広く県民を巻き込まないとこの事業には少しなじまないのではないだろうかということで、私の採点は23以下をつけています。

委員長

ありがとうございます。

災害防止というところからこの申請書を書いている割にはウルシですとかウバメガシですとか、将来的に商品化が可能かもしれない、そういう樹種を植えるというようなこと。もう少し将来的な、それこそ地域ぐるみで何かをされるとか、そんな見通しまで書かれたら、もう少しよく理解できたかなというところはありますね。

ほか、いかがでしょうか。

なければ、次の事業のほうに行きたいと思います。

次は、応募番号の7番になります。継続事業ということになっ

ておりました、平均点 21.9 で、あと 1.1 点ということで、多少惜しい点数がついている事業ではあります。

こちらも見てくださいと、3 名の方が非常に低い点数をつけられているということで、これも判断が非常に分かれている事業になります。

いかがでしょうか。

昨年度この事業は同じ場所での事業が採択をされて、森林浴の人材育成をされているところであります。

今回は、その費用の多くがフィールド整備で、その活用プログラムが弱いすとか、参加予定者数が昨年度に対して少し減少しているということで、広がり期待できないとか、そういうご意見を事前にいただいております。

こちらいかがでしょうか、ご意見ございましたらお願いいたします。

委員

3 人のうちの 1 人、私です。

昨年は、これ私も評価したと思います。ただ、今回ここに書いておりますように、やっぱり昨年比べて参加予定者が本当に少なくなっているという点と。それと、整備が主でその活用部分について今回は少し弱いのではないだろうかということ、3 人のうちの 1 人の評価をしております。

委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

事前にお聞きできていればよかったですけれども、今回この事業に関わる関係者、人数ということで、体験会 4 回なので 5×4 で 20 ということですけれども。ひょっとして事業に関わらないところで何かに使われていることもあるのかもしれないとも、同時に思いましたが、今回については 20 名ということになっています。

そもそも少人数向けのイベントであることは、ご説明にあったかのように記憶しております。

私はこれ一応 23 点以上の「可」と評価をしておりますけれども、この取組自体は民間林業地が非常に多い和歌山県において、そういった林業を行いつつ、その森林空間を市民のための憩いの場あるいは教育の場、ひいてはそういう体験型の観光の場という形での活用を考えているということで。確かに、今は一つの拠点

かもしれないのですけれど、こういう民有林が非常に多い本県にとってはモデルになり得るという点で、私は非常に注目しております。

今回はこの道づくりがメインになっているということで、確かに道づくりと申しますと非常にハード事業のイメージがありまして、事業対象外とも判断されるかもしれませんが、とにかく森林空間を活用するとき道がないことには始まりませんので、舗装を要していない遊歩道程度のものであれば、森づくり活動の一環として、里山を活用することの一環としてはお認めしてもいいのではないかと私自身は思っております。そういうことでは、事業としてはこの森づくり基金の範疇に入るのではないかなと思っております。

ただ、その中での事業の資金の使い道とか、その割合みたいなところではひょっとすると議論が分かれるところかもしれません。

■ 委員

この前、皆さん審査する前に送っていただいた資料の中に、「令和6年度紀の国森づくり基金活用事業に係る応募団体の過去の実績」という表があります。その7番を見ると、計画段階では150人ですね。で、実際に出てきたのは20人という、かなり減っているのですけれど、これ何かあったのでしょうか。

前回、■さんが来て説明されたと思うのですけれども、そのときに参加者を増やすのに苦労していると話されていて、いろいろなことを考えていますとおっしゃっていたのに、20人になったというのはちょっと合点いかないところがあるのですが。数字を間違っていて書いているようなことはないでしょうかね。余りに極端に減っている。

■ 委員長

いかがでしょうか。

西牟婁振興局
串主事

西牟婁振興局の林務課の串です。

■さんのほうから申請書を受け取って、やり取りしてきました。人数を集める、イベントを企画するというのがやはりすごく労力が要る——5年度もそうなのですけれど——という話をされていて、■委員長もおっしゃっていたように、この基金事業以外でも活用というのはされているようです。それらの兼ね合いも

あっておそらく、1人当たりの森林活用の理解度というか、活用してもらおう習熟度というのを高めるために、人数を絞りながら進めて行くということを検討されたようです。

■ 委員

ということは、■さんが考えているようなフィールドで将来活動してもらえるリーダーを育てようとしているということ、という考え方ですね。楽しんでもらうっていうだけじゃなくて。

西牟婁振興局
串主事

そうですね。もちろん今年度は■さんのフィールドで活動していただいて、さらに広がってそれ以外の場でも森林をうまく有効に活用していただける人とか、活用してもらおう人を育成しているという目的も、今年度と来年度にはあるのかなと思います。

■ 委員長

効果検証的な意味合いでの、その参加者としての20名という意味、一般の人をただ集めるということではなくて、将来的なそういう広がりを考えながら、今年はその効果を検証して、こういった整備でいいのかどうかと、そういう意味合いが強いという理解でいいでしょうか。

西牟婁振興局
串主事

■さん本人ではないので、僕が答えられる範囲を超えているかもしれないのですが、そうですね。

■ 委員

いいですか。

■ 委員長

はい、お願いいたします。

■ 委員

私は一応合格点を出したのですが、それはやはり過疎と高齢化が進むこういう地域で、何とか森林と関わりながら地域を生かしていく一つの試みという面で評価させていただきました。

ただし、この団体の事業目的を見ますと、身近な森林の活用を取り入れた生活様式の普及とか、森林を身近な生活で活用するということがうたわれているのですね。

一方、団体等概要書の設立目的には、ブロードバンドの問題であるとか、コミュニケーションの重要性とかということ、あるいは

は活動実績もタブレット端末を使ってお互いにコミュニケーションを取るとか、そういうことが書かれていて、この団体の目指す方向というのがもう一つよく読み取れないのですね。その辺でちよっと判断に迷うところがございました。

委員長

■さん、お願いいたします。

委員

このお話をお聞きしたところ、■が戻ってこられた時にインターネットの普及を始めて、地域でインターネットの講座をやられるときに立ち上げた団体をそのまま活用しているというのをお聞きしました。だから、そういう昔の時代に——多分10年から20年前ですよ、こういうふうに使っていたのが残っているというのをお聞きしました。それから彼が団体に入って、そこをまた活用して使っていくという形にするというお話を聞きしました。だからそういう昔の「ブロードバンド」という言葉が入っているのだと思います。

委員長

ありがとうございました。

昨年度、来て説明いただいたときも、そのようなことをおっしゃっていたと私も記憶をしております。そろそろ団体の趣旨に新しく森林のことも入るといいなと思うのですが、ありがとうございます。

そうですね、この申請書からですと少しその辺が判断に迷うところになるかもしれませんが、恐らくその趣旨は今、■委員が説明したところだと思います。

ひとまず、よろしいでしょうか。いろいろ意見をいただきましたが、私も本当に判断に迷うところがございます。

まずは、とにかく再評点の対象とするかどうかについて、この3つの事例について判断したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

1つの案としては、とりあえずみんな再評点にしてみるということですね。今いろいろと意見交換もありましたので、もう一回各自でご判断いただくということです。

もう再評点しなくていいですよというご意見は、この場ではいただけなかったかなと思っています。だから、迷うところがあるのかもしれませんが。積極的に再評点にしようという意見もなか

った代わりに、再評点にしなくてもいいという意見も見られなかったのかなと思っております。

とすると、一応再評点の対象としてこの場でもう一回再評価をして結論を出すということがいいのではないかと、委員長としては思いますが、いかがでしょうか。

[「賛成です」の声]

委員長

よろしいでしょうか。

ということで、この3件について再評点の対象としたいと思えます。

それでは、事務局のほうでご準備いただけるでしょうか。

[事務局、評点シートを配付]

[各委員、評点シートに記入]

早津副主査

すみません。事務局のから応募番号7番の「つれもてネット南紀熊野」のことで1点補足があります。

事前に委員の皆様へ、最初のほうに送らせていただいた書類の中に、今回、補助申請いただいている中で、先ほど委員長から道づくりのワークショップの部分、補助対象としてどうかというご意見をいただいたところではありますが、それ以外の、例えば森林浴ゾーンの林地整備ですとか、委託費で50万が計上されていたりというところは、基金の要綱・要領から、その部分のハード事業というのは認められないのではないかと判断しています。

ですので、評点結果一覧の中に、この事業は111万円ほど補助申請額として上げてはいますが、実際にこの事業を採択するとなれば、その補助ができる部分についての採択になるというところでご理解いただけたらと思います。

先に県のほうで確認すべき事項としてまとめたものを参考資料として皆さんにお送りしたもののの中に、そもそも基金の要綱・要領に合致しないとこちらで判断している部分について、補足事項として記載させていただいていました。

そのまま読み上げさせていただきますが、本事業はフィールド整備が主体となっておりますが、紀の国森づくり基金活用事業公

募等実施要領及び紀の国森づくり基金公募要領において、森林整備——例えば植栽とか間伐、整理伐、下刈り以外のハード事業——このハード事業というのは、木工体験の作品ですとかベンチとかの簡易なものを除くという形になるのですけれども、そういったものを含む事業については、本事業の対象外となりますと定めているところです。

今回の森林浴ゾーンの整備とかというところが、ステージの作製なども含めて、とても簡易なものとは呼びづらい、木工作品などの簡易なものとは認められないと、県のほうで判断させていただきました。

ご意見いただいた道づくりのワークショップの分についてはどうするか、また検討をさせていただきたいと思うのですが、そのほかのハード事業の部分については、その部分の金額を落とすような形で採択させていただくということで、県のほうで整理させていただいています。

委員

すみません。

111万何がしのうちで、対象外を落としたら、現時点で対象と考えられている額というのは幾らになるのですか。

早津副主査

森林整備として定めている要綱の中で、歩道の整備というのが実際に文言として入っていないので、そこを含めるかどうかによる部分もあるのですけれども、そこを仮に含めなかったとしたら、16万6,720円になります。

そうすると、紀の国森づくり基金の公募事業の補助申請額の下限值というのがあって、補助額が20万以上で200万以内というルールがあるので、その歩道整備を含めなかった場合、そもそも公募事業としての補助を申請できる額の中に納まってこないという部分があります。

仮に、その歩道整備を含めた場合は、報償費等、講師謝金と多分それに係る資材費とかを含めれば20万を超えてくるので、そうした場合は問題ないかなとは思っています。

委員

それを含めるか含めないかというのは、そちらで今判断できる話ではないの。ここの委員会で判断する話ではなしに、それは当局のほうで判断するものじゃないですか。

早津副主査

ただいまの道づくりの部分に関しまして、森林整備としての記載はないのですけれども、歩道整備する際に人を集めて実施する内容ですので、事業内容としては「適当」として認められるということで、県の判断としたいと思います。

それを踏まえて、道づくりの分の報償費ですとか、それに必要な資材費を含めまして合計が29万6,250円ということになります。

委員

補助対象になるということですね。

早津副主査

そうです。

委員長

すみません、そのあたりについてなのですが、私さっき言いたかったことを思い出したのですけれども、今の道づくりの分というのは、森林浴ゾーンの林地整備がそのハード事業に当たってしまうということなのでしょうか。

早津副主査

そういうことです。

委員長

だから、この50万円とか10万8,350円とか1万9,980円とか、12万円のところが当たらないということ。この森林浴ゾーン用資材となっているところは当たらないというような理解になるわけですね。

この辺も実際には現地にもどのようなものが造られるのかという確認をしたほうがいいのではないかと思います。ベンチ等簡易なものともどれぐらい違うのかということですよ。恒久的に使用するようなステージを意図しているかどうかということかなと思いましたがけれども、そのあたりのところがどれくらい——一応の説明はあるのですけれども、やはり軽微ではないような整備を考えられているのでしょうか。

そう判断されたということなのでしょうか、その内容から。

まず、広場の整備ですよ。そこにステージを置くという理解でよいでしょうか。

早津副主査

今、ステージの規模とか、いろいろ議論になっていたところかと思うのですが、今回の事業の中で、団体のほうでステージとか森林浴ゾーンの整備とかを行った上で、この事業内で整備したフ

ィールドを活用するというわけではなくて、実はそれ以降のこういう体験会等につなげるという意図があるようです。

というところで、これは単年度事業で成果を出していただきたいので、今回のこの整備したものを使って、この事業の中で体験会等を開いていただくという部分が必要かなと考えております。

という意味で、その道づくり等は森林浴の個人が体験会をするときに活用されたりするというのがありますが、それ以外の部分が、この公募事業以降の活用を主に見込まれているという部分で、補助対象外になると判断させていただいたところです。

■委員長

ありがとうございます。

ということは、この支出の部に書かれている委託費の中で林地整備から入らないということですか。その森林浴ゾーン用資材4件とプラス森林浴ゾーン林地整備という、この4つは入らないという。

早津副主査

収支予算書の中でしたら、報償費として「道づくりワークショップ指導」という金額が計上されていると思うのですが、それ以下の部分が補助対象になってくるかなと考えております。

■委員長

なるほど。それより上のスタディゾーン整備のところまでの、上から6件が対象にはならないという理解でよろしいでしょうか。

早津副主査

そうですね。

その道づくりワークショップ以下を合計した額が29万6,250円ということです。

■委員長

この補足事項のところに、もう1件、森林体験会講師のところで、これも該当しないと考えますと書かれているのですが、これは。

早津副主査

これについては、事業区分の申請の仕方なので、補助対象になるかどうかというわけではなくて、事業区分として「森とあそぶ・まなぶ」とか、そういう区分のところで、こっちよりこっちのほうが適切なんじゃないですかという意味です。

■委員長

はい、分かりました。

ということで、この事業の7番については、採択されたときには、今のような補助の仕方になるということでした。

では、再評価のほうお願いいたします。

■委員

今、減額した予算の内容で判断させてもらったらいということですね。

早津副主査

そうです。

[各委員、評点シートに記入]

■委員

委員長、ちょっといいですか。

先ほどの留意事項といたしますか、1の申請にも挙がっていません。

■委員長

はい。

■委員

1と2とあるのですが、その2に委託費についてというので、75万は補助対象外と考えるという記載がございますが、これも同じような。

■委員長

はい、この1の県からの留意事項の中に書かれていることですが、1の「ヤマックル」さんについては、委託費は本来、自分の団体が行うべき内容であり、本経費はスタッフ賃金に相当するため、補助対象外と考えるというところ。これも県の判断としてはこういうことだということによろしいですか。

早津副主査

「ヤマックル・アグロフォレストリー」の委託費の件ですけれども、委託費の75万円ですが、これにつきましても広報、運営、報告、会計ということで、これは団体として実施すべきスタッフ経費と考えられると思いますので、この部分につきましても採択の際には補助金額からは削る方向が適当かなということで、県としては判断させていただいています。

■委員長

ということです。よろしいですか。

■ 委員

はい。

[引き続き、評点シートに記入]

■ 委員長

皆さん大体終わりましたか。
ということで、すみません、回収をお願いいたします。

[事務局、評点シートを回収・集計]

■ 委員

ちょっと採点している間に、そのほかのことで教えていただきたいことがあるので、質問よろしいでしょうか。

■ 委員長

はい、どうぞ。

■ 委員

すみません、5番の「BokuMoku」さんですけれども、収支予算書、この中に委託費のパンフレットの印刷・製本とあるのですが、これは資料の最後についている平成31年事業で作成したパンフレットか、事務局のほうから伺いたいのですけれども、これで合っているでしょうか。再度ちょっと確認したいのです。

西牟婁振興局
串主事

合っています。

■ 委員

合っていますか。この内容をちょっと見せていただいたのですが、この「BokuMoku」という言葉なのですが、これはこの団体名だけじゃなくて、ほかに木と林業とかに関わるような名詞があるということでしょうか。

西牟婁振興局
串主事

「BokuMoku」という単語が、ほかの意味もあるのかということですかね。

■ 委員

「あかね材」とかだったら一般的な名詞として林業に関わる内容として認識できるのですが、もし団体名だとしたら、これは補助金の中で作成するにはちょっと団体色が濃いのではないのかな

ということ、私は留意事項のほうに書かせていただいたのですが、
れども、この同じ内容で平成 31 年は補助費でパンフレットは作成
されているということでしょうか。

西牟婁振興局
串主事

はい、そうです。

■ 委員

今回も同じように作成されて、数量が 2,000 部。で、この 2,000
部というのは、今挙げられているワークショップとか、その中以外
でも PR に使われるということですか。

西牟婁振興局
串主事

今のところ、ここに記載しているワークショップとか、イベン
トで配布する予定だと思うのですが、もし部数が余ったり
すれば、ほかでも活用を考えているとのことでした。

■ 委員

だとしたら、その内容的にも補助の中でするよりは、自費で作
っていただくほうがよいのかなと、ちょっと個人的な意見になり
ますけれど、そのように思いました。

■ 委員長

後で、留意事項について審議するところがございますので、そ
の中でまた今のご意見等考えてみたいなと思っています。

一応この団体の名前も「BokuMoku」なんですけれども、全体
的にはあかね材に価値をつけて、それを素朴な木の「BokuMoku」
と呼んで普及させましょうということなのだろうと私は理解をし
ております。だから、単に団体名を言っているだけではないとは思
います。

[引き続き、事務局集計]

■ 委員長

では、よろしいでしょうか。

集計結果につきまして、事務局より発表をお願いいたします。

早津副主査

ただいま再評点の結果を集計しましたところ、まず応募番号 1
の「ヤマックル・アグロフォレストリー」が 18.9 点。

続いて、応募番号 4 の「株式会社うめひかり」の申請が 18.3 点。

委員長

それから、応募番号7の「つれもてネット南紀熊野」の申請が23.4点という結果になりました。

はい、どうもありがとうございました。

ただいまの結果から、応募番号1番とそれから応募番号4番につきましては、残念ながら23点を上回りませんでしたので、不採択ということになります。

3番目の応募番号7につきましては、23.4点ということで、23点を上回りましたので、採択「適当」ということになります。

すみません、いろいろ時間がかかってしまいまして、あるいは少し整理されていない議論をしてしまいまして申し訳ございませんでした。

少し急ぎますけれども、続きまして基金事業として「適当」と判断する基準点である23点を最初に上回りました応募事業8件につきまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと思えます。

ただいま「BokuMoku」さん、応募番号5番につきましては、ご意見をいただいたところです。ほかに、ありますか。

特に、結果に関わるところでは大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでしたら、これまでの審議結果を踏まえまして、応募事業11件のうち9件を「適当」とすることで、本委員会の審議結果として県に報告したいと思えます。よろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

委員長

はい、ありがとうございます。

今回の審査に当たっては、今日も、それから事前審査確認事項等において各委員からも様々なご意見が出ていたところでありま

す。一部の事業については、いろいろな留意事項や条件等を付すか否かの検討が必要ではないかと思えますが、皆様いかがでしょうか。今回採択された9件——不採択になったものも含めてですけれども、何か附帯意見などとしてつけるものがございましたら、お願いいたします。

■ 委員

もう既書いているのですけれども、先ほどの「BokuMoku」のところですが、評点結果の下に特記事項で書いていただいているパンフレット代、これが6割を占めるというお話が気になっていました。

パンフレットの内容を見ても、誰を対象に、何をアピールしようとしているのかというのがよく分からなくて、子供を対象にしているのか、大人を対象にしているのか。非常に難しい言葉が——「枝打ち」とか突然出てきたりして。ここに書いていただいているので、別に付け加えることはないと思うのですけれども、パンフレットの内容と、その費用について、先ほどもお話ありましたが、このような内容であれば自分で作った方がいいのではないかと。本来はワークショップに費用をかけるべきなのに、ほとんどがパンフレット代になって。ただ、配布するのか置くのかちよつと分かりませんが、その効果は余りないのではないかなと思っています。

パンフレットの中身をもう少し吟味したほうがいいのかというのと、費用をかける割には効果が本当にあるのかなと思っています。

ここに書いていただいているので、別に付け加えることはないです。

■ 委員長

ありがとうございます。

先ほど■委員のご意見からしましても、自団体のPRだけと思われぬような表現上の工夫とか、それから今おっしゃったように、誰を対象として行っているのか、そういった点から、取組自体をあるいはパンフレット自体の内容など少し精査していただくというか、そのような意見は必要かなとも思いました。

そのほか、いかがでしょうか。

■ 委員

応募番号6番ですけれども、パンフレット6,000部となっております。これはどんなときに、どこに、誰に配布するのかというのはちよつと聞きたいなと、思っております。

それと、応募番号3ですけれども、読み間違っていたら申し訳ないのですが、自己所有林の下刈りを委託に出すという形になっていたと思うのです。これはちよつとおかしくないのかな、よくあるケースなのかどうか、教えていただきたいと思います。

全般的なことになるのですけれども、採点していて23点を境に

してマルかバツかということになっているのですが、ここをこうしてもらったら点がすごく上がるのに、というワンクッションというのですか、これは事前審査というか、こっちの意見として出すときに出していればよかったと思うのですけれども、仮に出していたとしても、ペーパーでは回ってきたとしても、いきなり今日のこの審査会になってきますので、その間にワンクッションというのでしょうか。

例えば、事務局からこんな意見もあったので、さっき、事業費を減らすのが適切だと思いますというような形では書いてくれましたけど、採点する場合に、それは減らしてもらえると採点するのかどうかというのがはっきり聞いてなかったで、僕自身それはないものとして採点しました、最初ですね。その辺、もうワンクッションというのですか、かなりの手間が逆に増えてしまうと思うのですけれども。

僕も昔のことしか知りませんでしたので、今日は申請者さんが来られていて直接説明も聞けるかなという考えもありましたので、ちょっと事前には聞いていて分かっていたのですけれど、そういうのも場合によっては必要かなと。事務局で聞いていただいてもいいのですけれども。

すみません、それだけ初めてやってみて思ったところです。

■委員長

ありがとうございます。

事前に聞いていただいたときに、ちょっと修正してもう一度というふうなこと、前はあったような気がしております。今回はちょっとなかったですけども。

事務局からありますか、何か。

早津副主査

先に「熊楠記念館」と「紀の国森社中」のご質問にお答えさせていただきます。

西牟婁振興局
串主事

西牟婁振興局の串です。

最初にNo.6の「南方熊楠記念館」のチラシ6,000部の配布場所ということですが、応募申請書の中の令和6年度計画書の中の6番「参加者及び確保方法」の中に、地元の観光施設や小中学校にチラシを配布するというので、何部かをまとめてレターパ

ックで 28 カ所に配布する予定となっております。

委員

部数は結構あったが、費用的には合計で 1 万円となっていましたので、自分でコピーするのかなと思いましたがけれども、6,000 というのはちょっと多いなと思ったものですから。

はい、ありがとうございます。

委員長

ありがとうございます。

例えば、この南方熊楠記念館のほうに、もしご意見として付すのであれば、どんな感じ——配布場所をよく考えてほしいと、そういう感じでしょうか。

委員

いや、もう特にそこまでは。

委員長

特に。はい。

早津副主査

自己所有林の下刈りの件ですが、紀の国森づくり基金公募事業のルールとして、自己所有林であっても下刈りを委託に出すことについては特に問題ないと判断しています。

委員長

ありがとうございます。

非常に急傾斜地の竹林整備とか、そういうものは自分たちでは危険だということで、森林組合などに委託に出すことはこれまでもあったかと思えますけど、恐らくそのような事例と判断できるかなと思いました。ありがとうございます。

そのほか、各事業——最初に順番に聞いていけばよかったのかもしれないけれども、附帯的に意見をつけるのであればお願いいたします。

いかがでしょうか。大体はこの特記事項として書かれていると思うのですが、ちょっと 1 回見ていきますね。

2 番の「球星クラブ」に関しては、2 件の特記事項が書かれています。

もう少し森づくりに関連する活動を継続的にしてほしいというような意見が毎年ついていたりしますので、そのあたりも、今年度もう一回つけておいていただければと思います。

そうですね、団体として主体的に活動されているところをもう

少しちゃんと改善してほしいというようなことは、今年もつけていただければと思っています。

3番目の「紀の国森社中」のところにつきましては、活動内容のところでは森づくりと少し関係なさそうな、つけるのが少し苦しそうなところもあったと思われかもしれませんが、いかがですか。

一応ここにボルダリングについては、趣旨が分からなくないが、森づくり基金で支出するのは無理があると思うというような意見もつけさせていただいています。

この点、事務局から何かありませんか。

早津副主査

まず、事業全般的に例年どおりというところで、基本的には問題ないかなと思っています。

委員さんからボルダリングについてご意見をいただいているところですが、これについて振興局と事前に確認した中で、ボルダリングの経費というのは、実は過去何年も補助対象として認めてきた経緯があります。

委員長

ありがとうございます。

一応団体からは趣旨の中で説明はされていますので、そのようをお願いいたします。

続きまして、先ほどの「BokuMoku」さんのところについては幾つかご意見がございましたけれども、ほかよろしいでしょうか。

次の6番のところも、今確認がございましたけれども、何かよろしいでしょうか。

そのほか、7番の「つれもてネット」さんのところですけども、先ほどいろいろご意見ございましたけれども、よろしいでしょうか。

あと応募番号8番、イベント保険の加入は恐らくされているのだと思いますので、大丈夫かと思えます。

9番の「熊野森林学習推進協会」、よろしいでしょうか。

それから、10番につきましても、一応今年度がこの公募事業としては最後の年に当たりますので、この取組は本当に県内でも非常に評価の高い取組になりつつありますので、ぜひ継続を考えていただきたいということは申し上げたいなと思っております。

よろしいでしょうか。

11番の「和歌山芸術文化支援協会」の事業につきましても、こ

れもずっと本当に長い間継続されていて、かなり地元の方にも愛される、こういうイベントはいいなと思います。今後引き続き、何らかの形で継続できるといいのではないかなと思っています。

ということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、当委員会として「適当」と判断するに当たり、今、議論にありましたような特記事項を付していただくようお願いしたいと思います。

それから、事業の実施に当たっては、今回、委員会からいろいろな意見があったかと思いますが、それを参考に県のほうから指導をお願いしたいと思います。

では、今回の紀の国森づくり基金活用事業の公募につきまして、総括的なご意見がありましたら、いろいろ出たと思うのですが、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

委員

この委員会でお話しさせていただくのがいいのか、あるいは森林審議会あたりのほうがよいのか、迷うところですが、

今回も木を植えることについての話題が幾つかございましたよね。その場合に県のほうでは郷土樹種を使うことということになっていまして、調べてみましたら、郷土樹種の一覧表というのは別表1、2、3と3種類出ています。

これ拝見しますと、例えば郷土樹種の一覧表には430種類名前があるのですが、実はこれ以外にもたくさん和歌山県内に自生している樹木があるのですよね。それがなぜ外れているのかがよく分からないのです。

それから、2番目、3番目は、特に利用に当たっては、適切な場所であるとか植樹時期、根系の性質、生育条件とか様々なことが挙げられてございまして、こういうものを選ぶときにはどういうふうにやったらいいかということがまとめられています。

ですが、これを見ますと、どういう基準でやったのかよく分からないのですが、現在はDNAを基にして分類体系が大分変わっておりまして、現在使われている名前とはだいぶ違います。

それから、和名だけで学名がありませんので、和名だけですと、その植物がどういうものであるかというのは正確に分かりません。

それから、特記事項に書かれているものの中には明らかに間違

いだと思われるものが結構あります。

それから、移入種が大分入っています。移入種については、やはり取り扱いについては十分気をつけるべきだと思っています。

もう一つは、レッドデータブックに挙げられているものが有用郷土樹種として挙げられているのですね。ですけれども、このレッドデータブックに挙げられている種というのは、分布域も限られていますし、個体数も少ないですし、場合によっては、同じ種類であっても和歌山県内のものはほかの地域のものとは遺伝的に異なっている可能性もあります。ですので、そのレッドデータブックに挙げられているような種を有用郷土樹種として挙げるのは適当ではないのではとも思います。

そういう点で、この郷土樹種の一覧というのを見直すべきときに来ているのではないかなと思うのですが、その辺はどこが担当して、どういうふうに決めていたのか私には分からないのですが、かなり問題点を感じましたので、ちょっと意見させてもらいました。

■委員長

ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

小川局長

すみません、ご指摘どうもありがとうございます。

この郷土樹種というのは、平成23年に和歌山県で「全国植樹祭」を開催したときに、「和歌山の森林及び樹木を守り育てる条例」というのをつくらせていただきました。そのとき、郷土樹種を使って森づくりを進めようという方針をつくって、では郷土樹種とは何なのかということで、その当時、樹木に詳しい方々にも聞きながらつくったものですが、今、■委員さんおっしゃられたように、問題がある部分もあるように思いますので、今後その辺の見直しを県としても検討してまいりたいと思います。また、いろいろご指導いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

■委員長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。一応、委員長総括というところがありますけれども、もう今十分議論をいただいたわけですが、今回本当に最後の最後ですね、すごく新しい活動といえますか、判断に

迷う活動が出てしまいまして、私のほうでも少し議論を錯綜させてしまったなということで、今日の委員会の運営について非常に反省するところであります。本当に申し訳ありませんでした。

そういう中でも、今回出てきたこの11件のうち、この中にはすごく若い方も参加されて、新しい方向性を感じさせるような事業も含まれているかと思えます。

あるいは、別の事業などで十分実現可能なものもあると思えます。ですので、各振興局の皆様、それから県の皆様は大変お忙しいとは思いますが、これらの皆さんが実現したいと思っていること、森でこういうことをしてみたいと思っていることを何とか支援できるような形で、これからも採択・不採択に関わらずサポートしていただければと思います。

それから、今回でこの公募事業としては一旦終了となりますけれども、ずっと長く続いてきて、本当にいい活動に育ってきているものも非常に多いと思えます。ですので、これらの活動が何とか継続的にできるような形でのサポートを、引き続き本当によろしくお願いいたします。

長年いろいろ関わりながらも、もう一つ和歌山らしい取組になかなかすることができなくて、その点は私も大きな反省をしたいと思っております。

今後も、こういう県民の皆さんがそれぞれの暮らしの中で森に関わるということ、その森の恩恵を肌で感じて、そしてやっぱり和歌山県は緑豊かがいいなど、そういう緑豊かな和歌山県をこれから先も子供たちに残したいなど心から思えるですね、その中で、林業も非常に重要な産業なのだと肌で感じるができる、そういう環境づくりをこれからも目指していただきたいと思えますし、私もそういう中で少しでもお力になればと思っております。

ということで、今回の公募事業、ちょっと審議に時間がかかってしまいましたけれども、こんな形で進めて今回はこういう決定としたいと思っております。

ありがとうございました。

では、もう一つ議事がございますので、それに進みたいと思えます。

「令和6年度紀の国森づくり基金活用事業予算について」を議題といたします。

中村班長

事務局からご説明お願いいたします。

それでは、「令和6年度紀の国森づくり基金活用事業予算について」資料2でご説明させていただきます。

令和6年度紀の国森づくり基金活用事業の事業計画につきましては、昨年11月の運営委員会におきまして皆様にご審議いただいたところです。

審議結果を踏まえまして、事業予算を財政部局に要求しましたところ、自然環境室が計画しました「生物多様性モニタリング調査」につきましては、紀の国森づくり基金活用事業としての実施が適当でない判断され、予算化には至りませんでした。

具体的な理由ですけれども、まず基本的には広葉樹林化による効果を検証し、「見える化」することについては県民への普及啓発や施策の方向性を検討する上で重要であるという理解は得られたところですが、まず1点目としまして人工林の広葉樹林化事業については、令和4年度から始まった取組ですので、その効果が発現するためには、いましばらく時間が必要であろうという点が第1点。

2点目としましては、生物多様性の重要性などについての普及啓発は、本来、環境生活部で主体的に取り組むべき課題であり、安易に基金を当てるのではなく、しっかりと一般財源を確保して実施すべきであるということ。

それから、最後に3点目ですけれども、企業の森の事業地など基金活用事業対象地以外の調査については、同じように基金ではなくて一般財源を活用すべきという指摘を受けまして、以上のことから、今回、紀の国森づくり基金活用事業として実施するのは適当でない判断されたところです。

その他の事業予算につきましては、11月の運営委員会でご審議いただきました内容のとおり、先般の2月定例議会において承認されましたことをご報告させていただきます。

なお、森林景観づくりにつきましては、国の人事院勧告を踏まえまして、職員の人件費を一部増額させていただいておりますので、あわせてご報告させていただきます。

説明は、以上となります。ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

■委員長

どうもありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明に対してご質問、ご意見等ございませんか。

■委員

どうも説明ありがとうございます。
ところで、モニタリング調査は、基金活用事業としてはなじまないということでしたよね。では、自然環境室の予算の中で、これを要求されたのかされていないのか、で、もし要求されていたら、その結果どうなったかというのは分かっていますか？ 分かっていたら教えてください。

中村班長

これ以外に要求しているかということでしたら、要求はしていない状態です。

■委員

自然環境室としては要求されなかったということですね。

中村班長

はい。

■委員

はい、分かりました。

■委員長

ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。
私、この今、■委員にもご質問いただきました、生物多様性モニタリング調査が採択されなかったのは大変に遺憾に思います。
というのは、やっぱり要するに見える化は理解したけれども、一般財源でやるべきということでしたら、本当に一般財源でぜひにもやってほしい事業だと思いますし。でも、やっぱり県民税の趣旨に合わないというのは私はちょっと疑問がございます。やはりこれは県民の関心事ですね、森に対する関心事に、あるいは生物多様性や自然環境に対する関心事に応えるための事業だと思いますし。

それから、企業の森につきましても、予算が別だというお話ですけれども、やっぱりこの企業の森などの事業についての効果検証って本当に必要なことだろうと思っておりますので、ぜひこの基金の活用も考えていただきたいですし、それから一般財源でということでしたら、ぜひこれは一般財源の中で実現してほしいです

ね。とても必要な調査だと思っております。

ということで、こちらについては本当に大変残念でございました。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、大変遅くまで長い時間かかってしまいまして申し訳ございません。本日の議題はこれで終了いたします。

委員の皆様には、たくさんのご意見、ご質問いただきまして誠にありがとうございました。

会議の進行につきましても、私のほうで事前に確認すべきところが少し確認できてなかったということ、この場で思い出してしまって非常に混乱させてしまいましたこと、本当にお詫び申し上げます。

本当に今日のご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

東副課長

■■■■委員長、ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましても、長時間にわたりご審議いただきまして、また申請内容につきましても、ちょっと事務局のほうの判断もなかなか迷うところもあるという中で、いろいろ不手際があったことについて深くおわび申し上げます。

本日の審議内容につきましては、事務局にて議事録を取りまとめまして、各委員の皆様にご理解いただいた後、冒頭に委員長から議事録署名人としてご指名をいただきました■■■■委員と■■■■委員にご署名をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

これもちまして、「令和5年度（3月）紀の国森づくり基金運営委員会」を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中、誠にありがとうございました。

閉 会 午後3時20分